

## 第6章の2 屋外催しに係る防火管理

### (指定催しの指定)

**第55条の2** 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かななければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を、当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

### ○火災予防規則

#### (指定催しの指定)

**第31条の2** 条例第55条の2第3項の規定による指定催しを主催する者への通知は、所定の通知書により行うものとし、公示する内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定催しの名称
- (2) 指定催しの主催者
- (3) 指定催しが開催される場所
- (4) 指定催しが開催される期間
- (5) 公示年月日
- (6) 公示を行う者

### ○福山地区消防組合告示第5号

#### 大規模な屋外での催しの要件

2014年（平成26年）6月25日  
福山地区消防組合告示第5号

福山地区消防組合火災予防条例（平成2年条例第18号）第55条の2第1項の規定により、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件は、次に掲げるものとする。

- 1 主催する者が出店を認める露店等の計画数が100店舗を超えるもの
- 2 1に掲げるもののほか、消防長が火災予防上必要と認めるもの

## 【解釈及び運用】

本条は、祭礼、縁日、花火大会等の屋外での大規模な催しについては、会場に多数の者が集合して混雑が生じることにより、火災発生時の消火及び避難が困難となり、重大な被害を招くおそれがあることから、関係者の役割及び責任を明確化し、防火管理体制の確保を義務付けるものである。

### 1 第1項

(1) 「**大規模なものとして消防長が別に定める要件**」は、「大規模な屋外での催しの要件」（平成26年福山地区消防組合告示第5号）によること。

(2) 「**露店等**」とは、露店、屋台その他これらに類するものであり、物品等を提供し又は販売しているものを広く指すものとする。

(3) 対象となる露店等は、屋外に開設されるもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）を使用しない露店等も含む。

なお、開設者が同一で、かつ、営業形態が一体となっているブースについては、1店舗とみなし店舗数を算定できるものとする。

(4) 「**人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもの**」とは、多数の露店等が出店し、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に容易に避難ができないこと、初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれが大きいこと、消防隊の進入が困難であるため、主催者による初期消火が不可欠であること等の状況を踏まえ、総合的に判断する。したがって、露店等の周囲において雑踏が発生しないこと、火災危険が著しく低いこと等が明らかである場合は該当しない。

### 2 第3項

指定催しに指定したときは、その旨を主催するものに通知するとともに、規則第31条の2で規定された内容について住民及び当該催しの関係者に対して知らせるものである。